

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 六 年 十 二 月 二 十 六 日

目 次

告 示

○令和六年能登半島地震の被災地域における県税の申告等に関する延長後の期限の指定

(税 務 課) ページ 一

告 示

岐阜県告示第五百十七号

令和六年能登半島地震の被災地域における県税の申告等に関する期限の延長に関する告示(令和六年岐阜県告示第三十五号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、石川県七尾市又は羽咋郡志賀町に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和七年一月三十日までの間に到来する県民税、事業税、県たばこ税、軽油引取税又はゴルフ場利用税について、同月三十一日とする。

令和六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

令和六年十二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社